

津田学園小学校学則

第 1 章 総則

- 第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、心身の発達に応じて小学校教育を施し、国家社会に寄与する有為の人材の育成を目的とする。
- 第 2 条 本校は、津田学園小学校という。
- 第 3 条 本校の位置は、三重県桑名市野田 5 丁目 3 番地 12 号に置く。
- 第 4 条 本校の修業年限は、6 ヶ年とする。

第 2 章 学年・学期及び休業日

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 条 学期は、次の 2 期に分ける。

前期 4 月 1 日～10 月 15 日まで

後期 10 月 16 日～3 月 31 日まで

第 7 条 休業日は次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日
2. 日曜日
3. 学園創立記念日 1 月 29 日
4. 学年始休業日 4 月 1 日～4 月 6 日まで
5. 夏季休業日 7 月 21 日～8 月 29 日まで
6. 秋季休業日 10 月 12 日～10 月 15 日まで
7. 冬季休業日 12 月 25 日～1 月 6 日まで
8. 学年末休業日 3 月 26 日～3 月 31 日まで
9. 土曜日

ただし、校長が必要と認める場合はこの限りではない。

第 3 章 教育課程及び毎週授業時数

第 8 条 本校の教育課程及び毎週授業時数は、学校教育法施行規則第 24 条及び第 25 条に準ずる。

第 4 章 学習の評価、課程の修了及び卒業

第 9 条 各学年の課程の修了又は全学年の卒業は、平素の学業成績を評価してこれを定める。

第 10 条 本校を卒業した者には、卒業証書を授与する。

第 5 章 収容定員及び職員組織

第 11 条 児童定員は、360 名とする。

第 12 条 本校の教職員組織は、次のとおりとする。
校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員

第 6 章 入学及び在学

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。

第 14 条 第 1 学年に入学を許可する者は、満 6 歳以上の者であって、本校において施行する検査に合格した者に限る。

第 15 条 他の小学校に在学して転入学を願い出る者がいるときは、欠員のある場合に限り、その理由、成績及び検査結果を考慮してこれを許可する。

第 16 条 入学の許可を得た者の保護者は、入学許可の日から 10 日以内に誓約書に住民票を添えて提出しなければならない。

第 17 条 児童の保護者は、その親権を行う者又は未成年後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、未成年者であって一家の生計を営む者をこれに代えることができる。

第 18 条 保証人は、学校が適当と認めた成年者であって、一家の生計を営む者であり同一戸籍以外の者とする。

第 19 条 保護者又は保証人が死亡、若しくはその資格を失ったとき、及び住所氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

第 20 条 願いにより一旦退学した者が再び入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

第 7 章 転退学及び長期欠席

第 21 条 転退学しようとする者の保護者は、その事由を詳記し、願い出て校長の許可を受けなければならない。退学の理由が病気である場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第 22 条 次にあげる各号の一つに該当する者は、退学を命じる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他児童としての本分に反した者
- 5 学納金の納入を 3 ヶ月以上滞納したとき

第 23 条 児童が疾病又は避けることのできない事故により欠席し、引き続き 3 ヶ月以上の治療期間を要する場合、保護者は医師の診断書を添えて直ちに長期欠席願を届出なければならない。

第 8 章 授業料、入学金、施設設備等充実費及び入学検定料

第 24 条 1 授業料は月額 25,000 円とし、毎月指定の日に納めるものとする。
2 臨時に入学する者は、入学の月以降の月割り分、退学しようとする者は、その退学する日の属する月分までの授業料を納めなければならない。
3 授業料は、学籍のある者は全て納付しなければならない。
4 学納金を納付期間内に納めないときは、登校を停止することがある。

第 25 条 納付すべき学納金に未納がある場合は、児童が卒業又は修了要件を満たした場合においても、学納金の納付が確認されるまでは、卒業又は修了の認定を行ってはならない。

第 26 条 入学金は 45,000 円、施設設備等充実費は 200,000 円とし、入学の際これを徴収する。

第 27 条 入学検定料は 10,000 円とし、検定を受ける者からこれを徴収する。

第 9 章 褒賞懲戒

第 28 条 教育上適当と認めたときは、児童を褒賞する。

第 29 条 教育上必要と認めたときは、学校教育法施行規則第 13 条に基づき児童を懲戒する。

第 10 章 その他

第 30 条 この学則の実施に必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。